

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

支援制度などをお知らせします

※詳しくは問い合わせてください。ほかにも各種支援制度があります。市庁などで確認してください。

個人向けの市庁の2次元コード▶



▶事業者向けの市庁の2次元コード

申請期限まで残りわずか 9月30日(水)に申請期限を迎える支援制度

対象・状況	制度名	内容	問い合わせ先
新型コロナウイルス対策融資を受けて事業を継続する	経営支援給付金 市独自	1事業者当たり 10万円 新型コロナウイルス対策で政府系金融機関、または民間金融機関の融資を活用した法人・個人事業主	商工振興課 ☎0848・67・6072
家賃の支払いが負担になっている	店舗賃借料補助 市独自	家賃相当額の 1/2 (上限 5万円)× 連続3カ月分 (令和2年4～9月) 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受け、店舗を親族など以外から借りている事業者	
旅館業・タクシー・観光バス・観光航路の事業者	観光交通事業者等支援給付金 市独自	旅館業 客室数× 2万円 タクシー・観光バス 車両数× 5万円 観光航路 船舶数× 5万円 ※該当者には個別に案内を送付しています。	観光課 ☎0848・67・6014

事業者向け 国の家賃支援制度も利用できます NEW

対象・状況	制度名	内容	問い合わせ先
家賃の支払いが負担になっている	家賃支援給付金 国	申請時の直近1カ月に支払った賃料に基づき算定した給付額(月額)の 6倍 、法人は最大 600万円 ・個人事業主は最大 300万円 ・中小企業・小規模事業者、個人事業主などで、次の①②に該当する人(医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人などの会社以外の法人も含む) ①5月～12月の売上高が、1カ月で前年同月比50%以上減少または連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少 ②事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている	家賃支援給付金コールセンター ☎0120・653・930

※電話などでの問い合わせが難しい場合は、市代表 ☎0848・64・7101へ。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は相談してください

次の症状がある人はすぐに下記の窓口にご相談してください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
(※)高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している人
- 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

広島県新型コロナウイルス
相談窓口 【24時間対応】

☎082・513・2567

※電話での相談が難しい場合は県障害者支援課 FAX 082・223・3611へ。